

唐代における田土の賃貸借と抵當・質入れとの關係

——租佃契約から典地契約にいたるまでの諸形態——

堀 敏 一

は し が き

- 一 唐代租佃契約の諸形態
- 二 租佃契約と典地契約との間の諸形態
- 三 歴史的背景

は し が き

租佃契約、すなわち田土の賃貸借契約關係といえ、ふつう餘分の田土をもつ地主が田土の缺乏する農民にたいして、田土を貸し出して小作させる關係と考えられがちであるが、唐代の租佃契約がかならずしもそのようなものばかりでなく、貧乏な農民が賃貸料を入手する目的で田土を貸し出すという消費貸借的な性格をもつものを含むことは、今日まで多くの人々によって指摘されてきた。

近年中國では、韓國磐・孫達人氏らによってこの點にかんする專論が出され、租佃契約のなかに、富裕な地主が貧民に田土を貸し出すものと、貧乏な土地所有者が田土を質物として高利貸に差し出すものとの二種類があるとされ、この兩種の間の性格の相違と、それぞれのばあいの契約當事者間の貧富の差が強調されてから、このような見方が一般的になつてゐるようである。日本では池田溫氏が、租佃契約文書の精確で便利なテキストを作成し、これに詳細な分析をくわえた

が、その際やはり地主と租田人との地位の優劣によって分類が試みられた。しかし孫氏らの説との間には判断の相違もある。さらに仁井田陸氏は、これらとは異なった視角から租佃文書を分類し、田主・租田人間の地位が對等なものと、田主の方がつよい立場にあるものとがあるとした。私の舊稿では、以上の諸見解をも参照して、これらの契約は比較的平等な小農民間に結ばれたものであるが、そのなかに田主・租田人がそれぞれ多少優位にあるもの、両者が對等なものなど、さまざまなヴァリエーションが生まれているものと考えた。ただその際、諸見解の整理が不充分で論じつくさなかった点があり、また個々の文書の解釋においては誤解をしたばあいもあった。

ところで租佃契約にも消費貸借的な性格があるとすれば、正式な消費貸借契約との関係はどうなのかということが問題になるであろう。敦煌からは多數の麥・粟・絹などの貸借契約書が出土しているが、その大部分は半年ほどの短期契約で、質物とはっていない。租佃契約との関係といえば、これらとはちがって、田土を抵當なり質なりにとるばあいが問題になるわけであるが、敦煌からは典地契約（不動産質契約）文書が一通出土しているだけである。これにたいして、近年紹介された吐魯番出土文書のなかに、田土を借錢（舉錢契約）の抵當に指定するもの、田土を借錢とひきかえるものなどがあることが判明した。池田溫氏はこの点についてもふれているし、小口彦太氏の論もあるが、私が注目するのは、それらの間の形式がけっして一様でない点である。私にとっては、それらも租佃契約と典地契約との間に位置するさまざまなヴァリエーションを示しているようにおもわれて興味深い。

そこで本稿では、まず租佃契約文書のなかの諸形態について、ついで租佃契約と典地契約との間に位置する諸形態について論じ、最後にその歴史的背景についてふれる豫定であるが、同時にそのなかで、新史料を録文によって紹介し解釋をくわえることをも意圖している。

一 唐代租佃契約の諸形態

租佃契約のなかに消費貸借的な性格のものが含まれることについては、すでに一九三〇年代に仁井田陞氏らの指摘がある。玉井是博氏と仁井田氏とは、つぎの敦煌出土の天復四年（九〇四年）文書を、はじめ「不動産質契」「不動産質文書」として紹介した。⁽¹⁾

（A）天復四年歲次甲子捌月拾柒日立契、神沙鄉百姓僧

令狐法性、有口分地兩畦捌畝、請在孟受陽員渠上界、爲要物色

用度、遂將前件地捌畝、遂共同鄉隣近百姓

價員子商量、取員子上好生絹壹疋長

捌綜毯壹疋長貳仗伍尺、其前件地、^(租)祖与員子貳拾

貳年佃種、從今乙丑年、至後丙戌年末、却付

本地主、其地内、除地子一色餘、有所着差稅、一仰

地主恒當、地子逐年於 官員子違納、渠河口

作兩家各支半、從今已後、有 ^(恩)恩赦行下、亦不在論

說之限、更親姻及別稱忍主記者、一仰保人

恒當、隣近竟上好地充替、一定已後、兩共

對面平章、更不休悔、如先悔者、罰

□納入 官、恐後無憑、立此憑^(驗)儉

地主僧令狐法^(姓)性

見人 吳賢信

見人 宋員住

見人都司判官氾恆世

見人行局判官陰再盈

見人 押衙張

都 虞 侯 盧?

(ベリオ漢文文書 三一五五紙背)

この文書について、玉井氏がこれは小作料の規定がないから小作契約ではないとしたのは誤りで、仁井田氏が二十二年間の小作料を前取りしたものと解したのが正しい。この文書には「租与」の語があつて、「典」「質」等の語がないから、形式的には租佃契約書と認むべきであり、第二次大戦後には仁井田氏も「土地賃貸借(租田)文書」の項に分類している。⁽²⁾しかし地主僧令狐法性にとっては、「爲要物色用度」と記されているように、この契約は消費貸借の性質をもっており、玉井氏以下が指摘するように、この文書が不動産質、それも消却質の實質をもつことは否定できない。

仁井田氏はさらに右の文書と同様な性質をもつものとして、吐魯番出土のつぎの天寶五載(七四六年)文書をあげた。

(B)天寶五載閏十月十五日、交

用錢肆伯伍拾文、於呂才藝邊、

租取澗東渠口分常田一段貳畝、東

渠西廢屯南□□北縣公廩、其地要

用天寶陵載佃食、如到下子之日、

□得田佃者、其錢壹貳入、田

上所有租□百役、仰田□知當、

□

□

錢主

田主 呂才藝載五十八

保人 妻李

保人 渾定仙

保人

清書人渾仙

(書道博物館藏)

この文書も「租取」とあるように、形式は租佃契約文書であるが、仁井田氏によると、「少くとも契約の經濟的效果に於いては消費貸借契約の場合に等しく『錢肆佰伍拾文』は借金の實質を有するものであって、元利消却の手段として、借主(文書にいふ田主)からその所有する土地の使用收益權を貸主(文書にいふ錢主)に引渡せるもの、即ち元利消却質・收益質、土地は一種の質地であつたとも解し得ないではない」といわれている。⁽³⁾

第二次大戰後、スタイン敦煌文獻のマイクロフィルムが入手できるようになり、新中國における吐魯番遺跡の發掘が進むにつれて、從來よりも多くの租佃契約文書が知られるようになった。その結果中國の韓國磐氏によつて、これら敦煌・吐魯番兩地出土の契約書を通じて、そのなかに貧苦の農民がやむをえずして田地を「典租」する場合と、缺地の農民がやむをえずして田地を「租種」する場合と、二種類があることが指摘された。⁽⁴⁾ ついで孫達人氏はこれらにさらに詳細な分析を加え、第一の類型では、租田人(借主)が田主(貸主)にあらかじめ租價を交付しており、この場合田主は破産農民で租田人が富者であり、これは「高利貸」が貧民を搾取する關係である。第二の類型は、租田人が田主に收穫後租價を納付するもので、租田人が貧民であり、これが「眞正の封建租佃契約」であるとした。⁽⁵⁾

當時の租佃契約のなかに、通常の小作契約的なものと消費貸借的なものと相異なつた役割のものがあり、それにともなつて田土の貸主と借主の地位に變化が生ずるとみることに異論がないのであるが、當時の租佃契約をすべて、韓氏や孫氏のいうように明確に二分することができるかどうかには疑問がないわけではない。例えば吐魯番出土のつぎの天授三年

(六九二年) 文書をみらしたい。

(C) 天授參年壹月拾捌日、武城鄉人張文信 (於康)

海多邊、租取棗樹渠部田伍畝 〔

〔小麥〕 麥小壹畝、就中交付參畝價訖 〔

〔租〕 〔不丁〕 〔 價到六月內分付使了、若到六月 〔

者、壹畝貳入康、若到種田之日、不得田 〔佃者〕

壹畝貳入張文、兩和立契、畫指 〔爲記、契〕 〔

〔有〕 〔 兩本、各執一本、

田主 康海多

租田人 張 信 一一

知見 翟寅武 一一

知見 白六 □ 一一

知見 趙胡單

(スタイン將來マスベロ三一四)

これは五畝の田土を借りて、三畝分の租價を前拂いし、残りの二畝分を六月中に支拂うという分割拂いの契約を結んだものである。孫氏は六月は收穫前であるから前拂いと同様とみて、これを第一類型に分類している。しかし吐魯番は、北朝時代より「穀麥一歲に再熟す」(北史九七西域傳)といわれる土地であり、六月までには最初の收穫があったとみてよいであろう。⁽⁶⁾ そうでなければ分割拂いのいみがない。これと関連するとおもわれるのが契約書の署名の順序である。前に引いた(B) 天寶五載文書では錢主(租田人)―田主の順であるのにたいし、この天授三年文書では田主―租田人の順になっている。後者の順序は、孫氏の第二類型(收穫後支拂い)に屬する貞觀十七年正月三日文書(後掲D)の、田主―耕田人の順序

にむしろひとしい。そこで池田溫氏はこれらの署名と文書内容との関連から、租佃契を地主型、麥主・錢主型、舍佃型に分類するに際し、⁽⁷⁾天授三年文書のごとき分割拂いのばあいを、経済的に地主（田主）が優位にあるという地主型に入れ、孫氏とまったく逆の結論を出している。

しかし池田氏のこの結論は、仁井田氏のつぎのような意見と相容れない。すなわち仁井田氏は、例えば右の天授三年文書のなかに、「若到六月〔不了〕者、壹罰貳入康、若到種田之日、不得田〔佃者〕、壹罰貳入張文」とあつて、田主と租田人との雙方を拘束する違約罰文言があるところから、このばあい田主と租田人とは對等の關係にあるとし、地主優位のつぎのような貞觀十七年（六四三年）文書とはっきり區別したのである。

(D) 貞觀十七年正月三日、趙懷滿從張歡仁

步、張蘭富貳畝、田壹畝與夏價小麥貳^(斛)研貳^(斗)

依高昌^(斛)龍斗中、取使干淨好、若不好、聽向風常取

仰^(斛)耕田人^(斛)了、若風破

水旱隨大^(斗)例、麥到^(斗)□□□□麥使畢、若過六月不^(畢)

壹月^(斛)壹^(斗)龍上生壹^(斗)兜、若前却不^(斗)上、聽^(斗)押家財

麥直、若身東西无、仰收後者上、三人

.....

田主 張歡仁一一

田主 張蘭富一一

^(耕)田主 趙懷滿一一

情書 汜延守

□ □ □ □ □

(一九五九年吐魯番阿斯塔那出土)

この契約では、耕田人が田主より田土を借りて收穫後假價（租價）を支拂う約束をしたのであるが、もし六月までに支拂わないと、假價に利息がつき、これを支拂えないときには、家財を差押え、本人が逃亡したときは家族らが支拂う義務を負う（留住保證）ことになっている。ここでは田主が一方的に租田人の租價支拂いの責任をきびしく追及している。そこで仁井田氏は、吐魯番出土の租佃文書について、さきの田主・租田人が對等なばあいを第一種形態、田主の優位なあとのばあいを第二種形態とした⁽⁸⁾。仁井田氏がこのような分類をおこなったとき、氏のいう第二種形態に屬するものは右の貞觀十七年文書だけであったが、その後の中國側の文物紹介によって、現在はいもう一通を提示できる。

(E) 貞觀廿二年十月卅日、索善奴 □

夏孔進渠常田肆畝、要 □

年別田壹畝、与夏價大麥伍研、与 □

年々到五月内價麥使畢、到十月内價 □

畢、若不畢、壹月麥秋壹研上生麥秋壹 □

若延引不償、得拙家資、平爲麥秋直、若身 □

西無者、一仰妻兒及收後者償了、取麥秋之

日、依高昌舊故平索研中、取使淨好、若不好、聽

向風常取、田中祖 □ 仰田主、若有渠破水調、仰佃 □

□ 爲信

田主趙

佃田人索善奴 一一一

知見人□懷⁹筋 一一一

知見人劉海願 一一一

(一九六四年吐魯番阿斯塔那出土)⁽⁹⁾

この文書も貞觀二十二年(六四八年)という早い時期のものであるが、おそらくは、二、三年間の貸借とおもわれ(その點は紙片の下部が破損しているので明確でない)、毎年五月と十月の二回^(假)夏價を支拂う約束の模様である。これは前引の(C)天授三年文書の分割拂いのばあいとちがつて、年二回の夏と秋の收穫時にあわせて設定されているのであらう。もし約束の月までに支拂いを完了しないと利息がつき、さらに延引すると家財を差押えられ、本人が逃亡すれば妻子らが支拂いの義務をうけつぐことになっている點、さきの貞觀十七年文書と同様である。これらは仁井田氏のいうように田主が優位にあるとみてよいであらうが、これにくらべて、仁井田氏の第一種形態を代表するさきの(C)天授三年文書のごときばあいは、田主・租田人いずれが優位にあるか即斷することはできないであらう。

しかし仁井田氏の以上の分類には疑問もある。その一は、前掲(B)の天寶五載文書のごとき租價前拂いのばあい、「如到下子之日」、「不」得田佃者、其錢壹罰貳入(錢主)とあつて、違約罰文言は田主の側のみを拘束していることである。この點は、同じ吐魯番出土の租價前拂いとおもわれる垂拱三年(六八七年)九月六日楊大智租佃契(一九六四年阿斯塔那出土)・開元二十四年(七三六年)二月租佃契(大谷文書三一〇七)のばあいも同様で、前者では「如到種田之時、不得田佃者、所取租價麥、壹罰貳入楊」(楊は租田人)、後者では「[如到種]田之日、不得[田]佃及改租[別]人、其所取麥、一罰二入張」(張は麥主)とある。したがつて違約の際の文言によつて分類するばあい、(1)田主のみが拘束されるばあい、(2)田主・租田人雙方が拘束されるばあい、(3)租田人のみが追及されるばあいの三種あるとすべきであり、それぞれが、(1)租價前拂い・錢主もしくは麥主(租田人)優位のばあい、(2)租價分割拂い・田主と租田人對等のばあい、(3)租價收穫後拂い・田主優位のばあいに對應すると思われる。

ただしそのばあい、仁井田氏が第一形態に分類したつぎの顯慶四年（六五九年）文書をどう解するかが問題になる。これが仁井田氏の分類にたいする第二の疑問である。

(F) (前 缺)

田柴畝、要經顯慶伍年佃食、畝別与

夏價小麥漢斛中陸斛半、到陸月

内、償麥使畢、若過期月不畢、壹

月壹^(斛)研上生麥壹斛、取麥之日、使麥

淨好、若不淨好、聽向風颺⁹取、田中租綵

伯役、一仰田主了、渠破水溢、一仰租田人了、

風破水旱、隨大比例、兩和立契、獲^(意)

指爲信、「先悔者、罰 田主陰醜子一一

麥伍碩、入不悔人¹¹」 租田人隊正張君行

保人孟友¹² 一一

知見人隊偏竹^(訓)「師奴」

(大谷文書二八二八)

仁井田氏がこれを第一形態に分類したのは、「先悔者、罰麥伍碩、入不悔人」という違約罰文言のせいであるが、この文言は契の本文とは別筆で、書かれた場所からみても後から書きこんだものである。私も舊稿では、この文言にひかれたためであったかもしれないが、この文書を租價分割拂いと解したが、⁽¹⁰⁾そのような證據はないようで、むしろ收穫後拂いとすべきもののようであり、六月を過ぎて支拂わなければ利息が生ずるといふ點、前引(D)貞觀十七年文書・(E)貞觀二十二年文書と同形式である。しかし兩文書のような差押文言や留住保證文言はない。仁井田氏は「壹月壹斛上生壹兜」

「壹月壹研上生麥壹斛」を罰麥と解しているが、池田氏のように利息とすべきであり、六月（貞觀二十二年文書では五月と十月）をすぎると、田主と租田人との關係は、高利貸と債務者との關係に轉化するもので、貞觀十七年および二十二年文書では、高利貸契約書に一般に用いられる差押文言と留住保證文言が書きこまれることになったものとおもわれる。しかし顯慶四年文書にそれらの文言がないところを見ると、租佃契約文書のばあい、それらの文言が一般的であったかどうか疑わしい。顯慶四年文書には、はじめ違約の際の條件がいつさい記されていないから、そのためにあとから「先悔者云云」の文言が書き入れられたのかもしれないが、この文言が顯慶四年の契約成立時にすでに加えられていたかどうか問題がある。「先悔者……入不悔人」という形式の文章や「罰麥五碩」の碩の字は、吐魯番文書より時期のおくれる唐代後半期以降の敦煌文書により多くみられるもののようにおもわれるからである。いずれにせよ、顯慶四年文書の形式からみれば、田主の地位の方を多少高いとみるのが自然であろうが、後掲（H）契約書のような例もあることを考慮しておきたい。

もう一つ問題になるのは、池田氏が舍佃型と名づけたつぎの龍朔三年（六六三年）文書である。

（G）龍朔三年九月十二日、武城鄉人張海隆、於

同鄉人趙阿歡仁邊、^{（原）}夏取肆年中、

五年・六年中、武城北渠口分常田貳畝、海

隆・阿歡仁二人舍佃食、其耒牛・麥子、^{（耕）}

^{（佃）}印海隆邊出、其秋麥二人庭分、若海隆

肆年・五年・六年中不得田佃食者、別錢伍拾文^{（佃）}

入張、若到頭不佃田者、別錢伍拾文入趙、

与阿歡仁草玖園、契有兩本、各捉一本、兩

主和同立契、獲指□記、^(書)^(爲)

田主 趙阿歡仁一一一
 舍佃人 張海隆一一一
 知見人 趙武隆一一一
 知見人 趙石子一一一

(一九六〇年吐魯番阿斯塔那出土)

この文書は、違約罰文言が田主・舍佃人雙方を拘束しているが、租價分割拂いの前の例とはまったく違った内容をもつ。これについて私は舊稿で、一年契約・佃人(租田人)の自立經營・定額租の吐魯番で一般的な形態から、數年契約・地主の經營干與・定率租にかわっており、後世(宋代以降)の地主・佃戸關係へ移行する端緒をしめすものとした。⁽¹⁾ その大すじについては今も改める必要がないと考えているが、その議論に關連して、池田氏がこの型(舍佃型)においては、田主と作人とが實質的に對等だとした見解を批判した點は修正しておきたい。というのは、舊稿では田主が田土と舍とを提供し、舍佃人が耕牛・種子を自ら負擔してもっぱら田土を耕すものと解釋していたのであるが、この契を讀みなおすと、田主も舍佃人といっしょに「二人舍佃食」(池田氏はこやがけで耕營すると解する)するといっており、田主も自ら勞働するわけ、單に田土を貸し出す關係ではないようである。そのばあい田主と舍佃人の地位がどうなるかは興味深い問題であるが、違約のばあい雙方とも罰錢五十文を出すことになっており、ただ舍佃人はそれに草九圍を加えなければならない。とすると、比較的對等ではあるが、多少田主の方がつよい立場にあると解すべきであらうか。この文書は今日知られている吐魯番の租佃文書のなかでは、後世の地主・小作關係に最も近い點があるが、地主の優位をそれほど強調するわけにはいかないようにおもう。

さて韓國磐氏や孫達人氏は租佃文書を二種類に分類し、とくに孫氏は租價の支拂い方式と田主・租田人の地位の關係に注目したのであるが、もし上にのべてきたような考察が正しいとすれば、孫氏らのいう二つの類型の間に、すくなくとも

吐魯番出土文書にかんするかぎり、中間形態あるいは移行形態を認めなければならないとおもわれる。すなわちこの時代の租佃契約のなかに、地主の地位が比較的つよい小作契約的なものと、地主の地位が比較的よい消費貸借的なものと、兩者があることはたしかなのであるが、この兩者の境界は截然としたものではなく、兩者の中間に位するさまざまな關係がありうるとおもわれるのである。さらにいえば、この中間の兩側に位する通常の小作契約的なものと消費貸借的なものとの間にも、孫氏らが強調するようなちがいがいつねにあるかどうか、疑わしいばあいがあるのではないかと考えられる。

つぎの儀鳳二年（六七七年）（？）文書は、そのようなばあいを示しているのではないだろうか。

(H) 年拾月壹日、高昌縣寧昌鄉人卜老^(師)
 年柒月^(目)昌縣人張住海、於高昌縣
 年、と別与租

(價) 取秋麥^(斛)、依高昌平兜^(斗)研^(不準、其)
 (如) 汝不淨好、聽向風賞取、若過麥月^(案准)
 法生利、到種田之日、張不得田佃者、准前
 付具^(目)、取田之日、得南頭佃種、租殊
 仰田主、渠破水溢、仰佃人^(目)田要逕儀鳳

(後 缺)

(一九六七年吐魯番阿斯塔那出土)

この文書は三つの断片に分かれて出土したのを接合したもので、池田氏が復原した録文にほぼ従って掲載した。⁽¹²⁾ この租佃契約はおそらく數年におよぶもので、それゆえ年別の租價がきめられており、それを麥月に納めなければならぬのであるが、それを過ぎて納めきれなかったならば利息がつくことになっている。この形式は前引の(D)貞觀十七年・

(E) 同二十二年・(F) 顯慶四年等の文書に類似しており、租價後拂いで地主優位の小作契約のようにおもわれるが、違約罰文言は「到種田之日、張不得田佃者云々」とあって、地主の側のみを拘束しており、むしろ(B) 天寶五載その他の文書の消費貸借的な契約のばあいに近い。この契約の田主ト老師は、同一墓中から出た訴狀と舉錢契(借錢の契約書)によると、⁽¹⁴⁾息男と妻とに捨て去られた盲人のようで、この租佃契の租田人にあたる張住海そのひとから、儀鳳二年九月に錢を借りているが、その借金だけでは足らず、翌十月この契によって田土を張住海の利用に委ねざるをえなかったものとおられる。したがってこの契約書は、一見地主優位の小作契約と同様な形式をとっているものの、實質は地主の地位が弱い消費貸借の性格をもつものと考えられる。以上のような諸例(とくにF・G・H)をみると、通常の小作契約のようにみえる他の契約書のばあいにも、孫氏らのいうようにならずしも田主と租田人との貧富の差が大きいとはいえず、またつねに田主の方が富者であるともかぎらず、消費貸借的な性格を併せもつばあいがありうることを考慮しておかなければならないであらう。

二 租佃契約と典地契約との間の諸形態

前節の最後にあげたト老師の例では、同人と張住海との間に舉錢契約と租佃契約とが相ついで結ばれており、租佃契約のもつ消費貸借的な性格が端的に示されている。同様な例をもう一つつぎにあげたい。

(I) 總章三年二月十三日、武城鄉張善意、

於左憶惠邊、舉取銀錢肆拾文、

每月生利錢肆文、到左須錢之日、

張卽子本具還、若却不還、任掣家

資、^(平)^(録)□爲□直、身東西不在、仰收後代

還、兩和立契、獲指爲記

錢主

貸錢人張善憲

保人男君洛

保人女如資

知見人高隆觀

知見人王父師

知見人曹

(一九六四年吐魯番阿斯塔那出土)

これは一九六四年、吐魯番阿斯塔那墓地の左憧憲というものの墓から出た舉錢契の一つであるが、このほかにすくなくとも舉錢契・舉練契計六通、買奴契・買草契各一通を出したことが發表されており、それによると左憧憲は西州前庭府の衛士であるが、墓誌に「財豐齊景」(財は齊の景公よりも豊かなり)とあり、高利貸などをおこなっていた財産家であるらしい。右の舉錢契は武城郷の張善憲というものが左憧憲から銀錢四十文を借りることを約束したものであるが、寫眞が雜誌『文物』に掲載されており、それによつて草書體の文字の特徴をうかがうことができる。ところが一九七九年訪中したおり、烏魯木齊の新疆維吾爾自治區博物館で、これとまったく同じ字體、同じ日附、同じ契約當事者間の契約書を遇目した。一瞬右の舉錢契の原物に遭遇したのかとおもったが、よくみると内容は別の租佃契である。この文書は中國側では未公表であるので、原文全體を印刷に附することは遠慮して、その内容を紹介することにした。

(J)總章三年二月十三日、左憧憲は張善憲から塘渠の菜園一所(白赤舉にあり、北は塘

に隣接している)を「夏取」した。其の園の「總章」三年の間の夏價は大麥十六斛、

秋は十六斛であり、更に「總章」四年の間は銀錢三十文である。若し耕作の時期に

なつて（耕作が）できなかったならば、二倍の額を左に入れる。租税や各種徭役は
 園主が負擔し、渠が破損し水が溢出したばあいは佃人が負擔する。人を信用しては
 ならないから、それ故に私契を立てて證據とする。

錢主 左

園主 張善憲（畫指あり）

保人 男君洛⁹

保人 女如資

知見人 王父師（畫指あり）

知見人 曹□

（吐魯番阿斯塔那出土、新疆維吾爾自治區博物館藏）

（I）（J）を並べてみると、張善憲は同じ日に左憧憲から銀錢を借りたうえ、それだけでは足りず、さらに菜園一所を左憧憲に提供して、その賃貸料を得ようとはかり、ほぼ同じ保人と知見人を立て、同じ清書人に契約書を作成してもらったわけである。この菜園はすくなくとも二年間賃貸に出し、租價全額は前拂いではないが、前節の前拂いのばあいと同様、違約罰文言は園主の張善憲の側のみを拘束しており、彼の方が立場のよいことをうかがわせる。

なお興味深いのは、この總章三年（六七〇年）より二年前の乾封三年（六六八年）に、すでに張善憲は左憧憲から銀錢二十文を借りる契約を結んでいることである。その契約書はつぎのとおりである。

（K）乾封三年三月三日、武城鄉張善憲、於

崇化鄉左憧憲邊、擧取銀錢貳拾文、

月別生利銀錢貳文、到月滿、張即須

送利、到左須錢之日、張並須本利酬還、

若延引不還、聽左拽取張家財雜物、平爲

本錢直、身東西不在、一仰妻兒保人上錢使

了、若延引不与左錢者、將中渠菜園半畝、

与作錢質賣、須得好菜處、兩和立契、

獲指爲信、左共折生錢口別与左菜伍尺園、到菜干日

錢主 左

舉錢人張善慧

保人 女如資

保人 高隆歡

知見人張紉端

(一九六四年吐魯番阿斯塔那出土)⁽¹⁸⁾

この文書で注意すべきは、一般の舉錢契と同様、家財の差押文言と留住保證文言があったあとに、それとは別に、借錢返済が延引したばあい、菜園半畝を引渡すという文言があることである。錢二十文の返済がどうなったかわからないが、それから二年後、張善慧はさらに銀錢四十文を借りることになり、そのとき同時に菜園一所を左懂憲に引渡すことになったのは、あるいは右の舉錢契の菜園引渡しの記事と何らかの關係があるかもしれない。ただし乾封三年契のばあいは「中渠菜園半畝」であり、總章三年契には「塘渠菜園壹所、在白赤舉、北至塘」とあって、同じ場所の菜園ではない。また前者では「与作錢質賣」(この解釋については後述する)であり、後者では租佃である。もっとも前者には「須得好菜處」の但書があり、「左共折生錢云々」の意味不明の書き込みもあるので、本文の約束が變更になり、二年後の租佃につながったという蓋然性もある。ただしこれは推測である。いずれにせよ、以上の事例は、租佃契約が舉錢契約と一體のものであり、消費貸借の性格をもつことをよく示しているといえることができる。

ところで租佃契約が消費貸借の性格をもつとすれば、それは田土を提供して借金をするにひとしく、提供した田土は質物にあたるわけであるが、前節でのべたように、租佃契約はあくまで田土の質貸借で、典地契約（質地契約、不動産質契約）ではない。唐代の嚴密なみで典地契約文書は、現在までに知られたものとしては、後掲（○）の敦煌出土の一通があるだけである。敦煌では數十通の消費貸借契約書が出土しているのであるが、その大部分が端境期から收穫期までの短期契約で、家財差押文言や留住保證文言はあるが、質物はない。まれに鎗・釧・車などを質物にとるものが數通あるが（スタイン二二九・五八一、ペリオ二六八・三四三）、田土を質にとるものはほとんどないのである。ところが、池田溫氏らも指摘しているように、近年紹介された吐魯番出土の消費貸借文書のなかには、田土を借財のかたに指定するものが開々ある⁽²¹⁾のであり、その形態は一樣でない。それらは典地契約ではないが、租佃契約と典地契約との間に位置するさまざまな變種をしめしているように私にはおもわれる。

その最も簡単な形態は、ふつうなら「家財」あるいは「家資雜物」を對象とする差押物件のなかに、田土をも指定するやりかたである。これはやはり左憧憲の放債契（借手の側からいえば舉錢契）のなかにみえる。すなわち一例は、麟德二年（六六五年）十一月に、前庭府衛士の張海歡が左憧憲から銀錢四十八文を借りたばあい⁽²²⁾で、返済が滞ったばあい、「任左牽掣張家資雜物・口分田桃、用充錢直取」とある。もう一例は、翌乾封元年（六六六年）四月、崇化郷の鄭海石が左憧憲から銀錢十文を借りたばあい⁽²³⁾で、返済延引のとき、「任左牽掣鄭家資雜物・口分田蘭、用充錢子本直取」とあるものである。

さてこれにつづくのが、上に引いた（K）乾封三年文書の、差押文言・留住保證文言とは別に田土の指定が登場する方式である。すなわち上記のように、「若延引不与左錢者、將中渠菜園半畝、与作錢質賣、須得好菜處」とあるのであるが、この契約書の書式では、その前にある「家財雜物」の差押とこの菜園の提供との關係がはっきりしない。しかし前の麟德二年・乾封元年兩文書が、家資財物と口分田を並べて差押物件としてあげているところをみると、乾封三年文書でも、家

財雜物の差押と菜園半畝の提供が同時におこなわれるよう豫定されていたものとみてよいであろう。ただ前者では口分田桃なり口分田園なり漠然とした指定であつたものが、後者では中渠の菜園半畝と田土の所在も面積も明確に指定されるにいたっている。しかもなおこのばあい「須得好菜處」という文言がついているところをみると、中渠の菜園のどの部分かまでは指定されていなかったのかもしれない。

抵當物件が一層明確に指定されているとおもわれるものに、つぎの長安三年（七〇三年）舉錢契がある。則天文字を通常の文字に改めて引用する。

（L）長安三年二月廿七日、順義鄉曹保々并母目、

於史玄政邊、舉取銀錢參佰貳拾文、

月別依鄉法生利入史、月滿依數送

利、如史須錢之日、利本即須具還、如

延引不還、故無本利錢可還、將

來年辰歲石宕渠口分常田貳畝折充

錢直、如身東西不在、一仰收後保人替

代知、兩和立契、畫指爲信、

錢主

「曹寶々」
舉錢人曹保々一一一

母阿目千金 一一一

保人 女師子 一一一

知見人杜孝忠

知見人吳申感

(一九六四年吐魯番阿斯塔那出土)
 (新疆維吾爾自治區博物館藏)

この文書は阿斯塔那墓地の史玄政の墓から出たものであるが、この墓は多數の公私文書類を出土しており、それによると史玄政は高昌縣崇化郷の里正の地位にあったようである。ここでは曹保々とその母が史玄政から銀錢三百二十文を借りたというが、この額は前の左憧憲の放債契などにくらべると相當の高額である。そしてこの元利が返済できないばあい、來年つまり長安四年（甲辰の歲）一年間、石宕渠の口分の常田二畝の利用を、債權者の史玄政に委ねる約束を結んでいる。ここでは借錢と抵當物件との關係がはっきりしているが、抵當物件は債權者に差押えられて自由に處分されるのではなく、右の田土は債權者と債務者との間の租佃關係に移行し、その田土の利用・耕作によって、元利が消却されるしくみになっているものと考えられる。以上のような消費貸借契約と關係あるのが、つぎのような租佃契約文書ではないだろうか。ただしこれは敦煌から出土したもので、年代ももうすこし後になる。

(M)天復柒年丁卯歲三月十一日、洪池郷百姓高加盈・光

寅、欠僧願濟麥兩碩・粟壹碩、填還不辦、今

將宋渠下界地伍畝、与僧願濟貳年佃種、充爲

物價、其地內所著官布・地子・柴草等、仰地主

荅當、不忤種地人之事、中閒或有識認稱爲地主者、

一仰加盈竟好地伍畝充替、兩共對

(後 缺)

(ベリオ漢文書三二二四紙背)

これは唐末の天復七年（九〇七年）、敦煌縣洪池郷の高加盈・光寅の二人が、僧願濟から借りた麥二石・粟一石の負債を辨濟できず、田土五畝を願濟に提供して二年間耕作させ、それによって負債の元利を消却させようとするものである。とすればこの前に、高加盈・光寅と願濟との閒に便麥・粟契約（借麥・粟契約）が結ばれていたはずであり、それが返済不能に

より、この租佃契約に移行したと考えられる。したがってこの契約は消却質の實質をもつが、文書の形式としては租佃契約とみた方がよいであろう。ただし一般の租佃契約とちがい、消費貸借契約と租佃契約との関係を直接伝える好史料である。以上あげた吐魯番出土の舉錢契では、抵當物件として田土を指定する三種の方式が登場したが、つぎには借財と同時に田土をひきわたす事例をあげよう。

(N) 顯慶四年十二月廿一日、崇化鄉人白僧定、於

武城鄉王才歡邊、舉取小麥肆^(斛)、將五年[？]、

馬地口分部田壹畝、^{(及)？}夏六年胡麻井部田壹畝、

准麥取田、到年不得田耕作者、當還麥

肆畝入王才、租殊伯役一仰田主、渠破水諡一仰佃

□、兩和立契、獲指爲信、

麥主 王才歡

賃麥人白僧定

知見人夏尾次

知見人皇甫

知見人康□□

(吐魯番阿斯塔那出土、新疆維吾爾自治區博物館藏新) (24)

これは顯慶四年(六五九年)末、白僧定というものが王才歡なる人物から小麥四斛を借りるかわりに、田土をひきわたす約束をしたものとおもわれ、これを「准麥取田」と表現している。田土の記載には判讀しにくい部分があるが、顯慶五年分として一畝、同六年分として一畝、それぞれ別な田土をひきわたす約束をしているのではないかと理解した。吳震氏はこの文書を租佃契約と解しているようであるが、本文に「舉取小麥肆^(斛)」とあり、署名欄に「賃麥人」とあるところをみ

ると、新疆維吾爾自治區博物館の掲示に「顯慶四年白僧定借麥契」とある方が、文書の形式としては正しいであろう。ただ一般の借麥契なら利息の規定があるはずだが、この文書のばあい利息の無さそうなことは、利息にかんする文言がないうえ、違約罰文言の賠償額が元本と同額（麥四斛）であることから想像できないであろうか。そうすると、田土の利用によって利息分なり元利兩方なりが消却されていくことになるが、もし二年後に元利が消却しおえて田土が返還されるのなら、この契約は實質的に租佃契約と同じである。しかし二年の期間が過ぎて、元本の小麥四斛が返済されないかぎり田土が返還されないのだとすると、それは永久質としての典地契約にひとしくなる。しかしもちろんこの文書には、典地契約であることを明示する文字はない。

さて最後に、嚴密ないみでの典地契約文書をあげよう。これは吐魯番出土文書にはなく、敦煌出土文書に一例があるだけである。

(O) 廣順參年歲次癸丑十月廿二日立契、莫高鄉百姓龍

章祐・弟祐定、伏緣家內窘闕、無物用度、今將父

祖口分地^(雨)雨畦子共貳畝中半、只典己^(實)蓮畔人押衙^(連)

羅思朝、断作地價、其日見過麥壹拾伍碩、字^(自)

今已後、物無利頭、地無雇價、其地佃種、限

肆年內、不喜^(許)地主收^(許)收、若於年限滿日、便仰地主辨

還本麥者、便仰地主收地、兩共對面平章

爲定、更不計^(ト)喜休悔、如若先悔者、罰青麥

拾駄、充入不悔人、恐後無信、故勒次契^(此)、用

爲後憑」

地主弟龍祐定（押）

地主兄龍章祐（押）

只典地人押衙羅思朝

知見人押衙羅安進（押）

知見人法律福海（押）

（スタイン漢文文書四六六）

これは五代後周の廣順三年（九五三年）、龍章祐・龍祐定兄弟が二畝半の田土を押衙の羅思朝に質入れ、麥十五碩をうけとる契約を結んだのであるが、この麥には利息がつかないかわり、質取主の羅思朝はこの田土を四年間使用できる。この四年間を過ぎたら、龍章祐らは元本の麥十五碩を返済して田土をうけとることになる。元本を返さなければ田土は返らないのである。

なお典地契約文書ではないが、事實上それと同じ効果を生むものに買戻条件附賣買の契約がある。敦煌出土文書のうちにその一例があるのであげておく。

（P）請城北宋渠上界有地壹畦、北頭壹片共計肆畝、東至

南至地田、于時太平興國柒年壬午歲二月廿日立契、赤心

阿鸞二人、家内欠少、債負深廣、無物填還、今

与都頭令狐崇清、断作地價、每畝壹拾貳碩、通

當日交相分付訖、無升合玄欠、自賣餘後、任

有住盈・阿鸞二人能辯修瀆此地來、便容許

兄弟及別人修瀆此地來者、便不容許修瀆

便入戶、恩勅流行、亦不在論理、不許休悔者

稜壹疋、充入不悔人、恐後無信、故立此契、用

(爲後憑)

(後 缺)

(スタイン漢文文書一三九八)

これは太平興國七年（九八二年）、宋代の契約書であるが、敦煌縣赤心郷の農民のおそらくは住盈・阿鸞兄弟が、二枚の田土計四畝を都頭の令狐□清に與え、畝當り十二碩をうけとったという。「自賣餘後」とあるから賣ったわけであるが、住盈・阿鸞二人でなければ、餘人は「修贖」を許さないといわれており、仁井田氏は、これを買戻條件附賣買だと指摘した。ただし買戻を許すまでの期間は記されていない。典地契約とちがって、賣買の形式をとっているが、田土をうけとった側はこれを第三者に轉賣することは許されず、賣主が代價を返還することによって田土をとりもどすことができる。ただし代價を返さなければ田土は返らない。實質は前の典地契約とまったく同じである。

三 歴史的背景

私は舊稿において、吐魯番の租佃契約文書は、大谷探検隊將來文書中に多數みられるいわゆる佃人文書（堰頭申牒）中の租佃制と密接な關係があるものとし、したがってその租佃關係は、均田制下の小農民同志の關係とみるべきであるとし、その點で孫達人氏らのように、租佃契約中の二つの類型をあまり截然と分別したり、これらが地主もしくは高利貸と貧農との間の階級對立をしめすものとする説には疑念を表明した。もちろん租價の支拂い方式その他の條件とも關連して、田主・租田人間に地位の優劣が生じていることは舊稿でも認めたのであるが、それらの優劣は、均田農民という共通の基盤の上に生じたものとした。今回の検討によって、それら田主・租田人間の優劣をしめす諸形態の間に、さまざまな中間形態のあることが一層明らかにになったことは、基本的には舊稿の考えを補強することになったといつてよいであらう。

しかし均田農民間に租佃制が流行するということは、個々の農民に一定の田土を保證する制度であつた均田制本來の趣

旨からは外れることになろう。この點について西嶋定生氏は、吐魯番では給授された田土が遠距離に散在していたので、均田農民間に租佃關係を通じて田土の交換がおこなわれていたとし、また給授された田土が狭小であつたので、官田・寺田等の賃借を通じて生計が補われたとして、吐魯番における「均田制のメカニズム」を明らかにしようとした。⁽²⁶⁾しかし租佃契約文書の研究の結果は、農民のなかに賃貸料の入手をめあてにして田土を貸しに出すものが多いこと、したがって租佃制は均田農民相互の間ににおこなわれているにしても、その均田農民の生活はけつして安定したものでなかつたことが明らかになった。さらに今回の検討によつて、租佃契約關係ばかりでなく、舉錢契約や借麥契約によつて、借財の代償に田土を抵當や質に提供するような事態が進んでいたことが明らかにしたのであるが、そうすれば唐代の吐魯番においては、均田農民の窮迫・没落が一定程度進行していたとみてまちがいないものとおもわれる。さきに引用した(H)ト老師や(I)(J)(K)張善熹のばあいは、そのような狀態を具體的にしめしている。

さきに私は舊稿で、吐魯番出土の契約文書は均田制時代のものであり、敦煌出土の契約文書は均田制崩壞後のものであることに注意をうながした。今回の租佃契約の検討に際しては、吐魯番出土文書を主としてあつかひ、敦煌出土文書にはほとんどふれなかつたが、それは敦煌では新出の史料が加わるわけではなく、舊稿の考えを改める必要がなかつたからである。敦煌の租佃契約文書も、通常の地主優位の小作關係と、消費貸借的な性格のものとはなるが、敦煌ではいずれのばあいも契約當事者雙方を拘束する違約罰文言があり、そのほか署名のしかたや契約書を二通(田主側のものと租田人側のもの)と作成するばあいがあることなどから、比較的對等な小農民同志の契約のおもかげがのこつており、宋代以後の佃戸が一方的に地主にたいして義務を誓う契約の形式とは異なっている。⁽²⁷⁾それゆゑ敦煌の租佃契約關係は、均田小農民同志の契約關係から、宋代以後の契約關係にいたる、過渡期に位置するものと理解してよいとおもわれる。

話を吐魯番の租佃契約關係に戻すが、池田溫氏は、そこにみられる租佃の二つの型、氏のいう地主型(地主が優位なばあい)と、麥主・錢主型(租田人が優位な消費貸借的なばあい)との間に、年代的な前後關係があるという説をのべている。す

なわち七世紀までは多く地主型、八世紀に麥主・錢主型が集中しているというのである。²⁹しかしこの點について、私は若干の疑問をもつ。今回紹介した(J)總章三年(六七〇年)左憧憲租佃契は、氏のいう麥主・錢主型だが七世紀のものであり、從來知られたこの種の租佃契よりも時期が早い。(N)顯慶四年(六五九年)白僧定借麥契は、既述のように、實質的には租佃契か典地契とみなすべきものであるが、さらに時期が早いのである。田土を抵當に指定した舉錢契は、消費貸借的な租佃契と密接な關係があるわけであるが、左憧憲が關係する麟德二年(六六五年)・乾封元年(六六六年)・(K)乾封三年(六六八年)のものが知られている。(L)長安三年(七〇三年)史玄政放債契(曹保・舉錢契)は、負債が返済されないばあい、田土を租佃に出させる約束をしているが、租佃關係の前提につねに舉錢・借麥等の契約がある必要はなく、むしろ元本の返済か田土の提供かを迫られる舉錢・借麥契の方が、租佃契よりも一層きびしい消費貸借關係にあるといつてよいのだらう。そのような舉錢・借麥契が早くから出現している點に注目したいのである。さらに附言するならば、唐朝征服以前の高昌國時代の租佃契としては、延昌二十四年(五八四年)ないしその前後のもの、および義和三年(六一六年)のものが知られるが、これは署名こそなければ、文書の内容は租價前拂いの麥主・錢主型に屬する。ただし違約罰文言は契約兩當事者を拘束しており、田主の貧窮を推測してよいかどうか難しい。

池田氏のいう地主型に屬する文書は、(D)貞觀十七年(六四三年)・(E)貞觀二十二年(六四八年)・(F)顯慶四年(六五九年)等、なるほど唐初に集中している。氏は(C)天授三年(六九二年)文書も地主型に入れるが、これに賛成できないことは前述した。しかしなぜ地主制が唐初に集中しなければならないのか。これらの文書をも、私のいうように均田小農民同志の關係を示すとするならば、均田農民が比較的健全な初期から、舉錢契約や消費貸借的租佃制に示される農民の没落へとというコースが一應考えられるが、農民の没落は一面において、土地を蓄積する農民の擡頭と、その土地を耕作する勞働力の出現をいみする。したがって農民の没落と地主制の發展が、相ならんでみられなければならないはずである。ただ小農民が土地を蓄積していくばあい、租佃制的地主としてよりも、雇傭勞働を用いて自ら耕作・經營をおこな

う富農として成長していくばあいが多かったであろうから、地主型的租佃文書が少ないのは偶然でないかもしれない。⁽³⁰⁾ 敦煌では租佃契約書が少ない割に、雇傭契約書が相當出土しているし、吐魯番でも「作人」とよばれる雇傭労働の存在が指摘されている。⁽³¹⁾ しかし敦煌などで、農民間の租佃契約書の出土が少ないからといって、租佃關係そのものが展開していなかったというわけにいかない。敦煌の寺院の大莊田の租佃制がひろくおこなわれていたことは、寺院の計會文書によって明確にうかがわれる。⁽³²⁾ 吐魯番でも寺觀田の租佃がおこなわれたことは、殘存史料が少ないにせよ、いわゆる佃人文書によって知られているのである。⁽³³⁾

最後に、吐魯番の舉錢契約・借麥契約の抵當としての田土の扱い方と、國家法としての律令との關係について、意見をのべておきたい。この點について小口彦太氏は、左憧憲放債諸契にみえる不動産差押文言は、抵當權の設定のようにみえるが、實は（L）長安三年史玄政放債契によると、債務不履行のばあい田土の占有・使用を委ねるもので、それは占有質の豫約とでもいうべきものであり、その裏に當時吐魯番で不動産質慣行が存在したことを豫想させるとした。そして當時均田制の還受まで實施された吐魯番でこのような慣行が存したとすれば、それは國家法とまったく無關係とは考えられず、開元二十五年令の「諸田不得貼賃及質」という禁止規定がつくられる以前には、不動産質が令によっても許されていたのではないかと推測した。⁽³⁴⁾ かつて加藤繁氏は、開元二十五年令の田土賣買禁止と右の貼賃・質の禁止が、別條に離れて規定されているところから、唐初には不動産質の禁止はなかったのではないかと推測したが、⁽³⁵⁾ 小口氏の説はこの加藤説を追認したものである。

しかし私は本稿で、吐魯番における抵當としての田土の扱いには、さまざまな形態があったと考えた。そのうち左憧憲關係の麟德二年・乾封元年文書の、「任左牽掣某家資雜物・口分田桃（あるいは口分田蘭）」という差押文言と、（K）乾封三年文書の「將中渠菜蘭半畝、与作錢質賣」とは關連があるかもしれないとおもうが、小口氏のように（L）長安三年文書と田土の扱いが同じだとは、私は考えない。前者の「与作錢質賣」を、「錢の質に与え作して賣る」とでも讀むか、「質

「賣」という成語として理解するか難しいが、いずれにせよ「賣」の語があるのは、後者の單なる占有・使用權の移讓とはちがうのではないだろうか。前者についてもうすこし考えてみると、均田制下で口分田を差押えて、これを第三者に轉賣することが許されるとおもわれないから、「賣」は實は「買」または「質買」ではないだろうか。このばあい物件を差押えて手もとにおくのであるが、買戻條件附賣買のばあいと同じく、債務者が買戻す權利をもつのではないだろうか。後者についていえば、それは既に論じたように租佃にとるのであって、不動産質（典地）ではない。實質的に典地にあたるのではないかとおもわれるのは（N）顯慶四年白僧定借麥契であるが、これも文書の形式としては典地ではない。今後の發見をまたなければならぬが、今日までのところ、吐魯番で不動産質契約がおこなわれたという證據はないようにおもふ。敦煌でも典地契約は少なく、それも五代末になってあらわれるのは示唆的ではないだろうか。

唐初の律令で貼賃・質が禁止されていたのか、いなかったのかという點については、加藤・小口兩説ともに多分に推測であつて、斷言はできないとおもう。ただ右のように、吐魯番での債務不履行の際の田土の扱いが多様であつて、しかも典質をしめす形式の文書が見當らないとすれば、小口説の論證は薄弱になり、逆に禁止規定があればこそ、それに抵觸しないように、多様な方式が考えられ、實質は典質でありながら、他の形式をとつたという論も成り立たないではない。しかしその點についての斷定は避けておきたい。

註

- (1) 玉井是博「支那西陲出土の契」（一九三六年發表、のちに玉井著『支那社會經濟史研究』に收録）、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（一九三七）三五〇頁以下。この文書は、那波利貞「唐鈔本唐令の一遺文」（四）『史林』二一—四、一九三六）、「中晚唐時代に於ける偽濫僧に關する一根本史料の研究」

（『龍谷大學佛教史學論叢』一九三九）にも引用されているが、那波氏の關心は別の所にある。なお以下に引用する租佃契約文書の出所は、（E）を除いては、一々注記しない。それは池田溫「中國古代の租佃契」（『東洋文化研究所紀要』六〇、六五、一九七三、一九七五）にテキストがあるので、それ

を参照されたい。なお私の議論との関連では、拙著『均田制の研究』（一九七五）第六章をも参照されたい。

- (2) 仁井田陞「吐魯番發見の唐代取引法關係文書」（一九六〇、仁井田著『中國法制史研究 土地法・取引法』に收録）

- (3) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（前掲）四〇四頁以下。引用文は四一二頁。

- (4) 韓國磐「根據敦煌和吐魯番發見的文件略談有關唐代田制的幾個問題」（『歷史研究』一九六二—四、韓著『隋唐五代史論集』に收録）

- (5) 孫達人「對唐至五代租佃契約經濟內容的分析」（『歷史研究』一九六二—六。今着の吳震「吐魯番文書」（『歷史教學』一九八〇—五）によると、吳氏も同様な見解をのべているが、ただ氏は、田主が他處に寄住するばあい他人に耕作を委ねる平等なばあいもあるという。ただしどのような租佃契によつてこのようないことがいわれるのかわからない。

- (6) 私は舊稿「西域文書よりみた唐代の租佃制」（『明治大學人文科學研究所紀要』五、一九六六、のち改稿・改題して、拙著『均田制の研究』第六章に收録）において、北史の記事を麥の二期作を示すもののように解した。これにたいして、麥と他の作物との二毛作と解すべきではないかというご教示をいただいたが、後に引く史料にも出るように、「麥秋」「秋麥」等の語もあり、夏・秋二回の租價徵收の例もあるので、前の考えをすてきれない。なお、近代の事例として、舊稿ではヤングハズバンドの紀行文を引いたが、筆者自身が一九七九年訪中のおり吐魯番で直接聞いたところでは、現在小麥の收穫は五月中旬、そ

のあとに高粱を多くつくるとのことであった。

- (7) 池田溫「中國古代の租佃契」（前掲）（上）八七頁。

- (8) 仁井田陞「吐魯番發見の唐代租田文書の二形態」（一九六一、仁井田著『中國法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』に收録）

- (9) 新疆維吾爾自治區博物館編『新疆歷史文物』（一九七八）一四四頁、圖三二「索善奴租田契」。この契の録文は本稿が最初かつおもう。

- (10) 拙著『均田制の研究』二九一頁。

- (11) 前掲書二九五—二九六頁。

- (12) 池田溫、前掲論文（上）一八頁。

- (13) 私の舊稿（『均田制の研究』二九四頁）では、この文書の違約罰文言は田主・租田人兩者を拘束すると考えたが、その點の明證はないので本文のように訂正する。

- (14) 新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番阿斯塔那三六三號墓發掘簡報」（『文物』一九七二—二）

- (15) 新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番縣阿斯塔那—哈拉和卓古墓群發掘簡報」（一九六三—一九六五）（『文物』一九七三—一〇）二三頁、圖三七。池田溫、前掲論文（中）九七—九八頁に録文があり、池田氏は日附を「三月十三日」としている。

- (16) 張蔭才「吐魯番阿斯塔那左憶墓出土的幾件唐代文書」（『文物』一九七三—一〇）

- (17) 一九五九年以後十三次におよぶ吐魯番地方の古墓群の發掘でえられた文書は二千七百通におよぶといわれ、それらは唐長孺氏指導の下に諸學者によつて整理され、文物出版社から出版されることになっているという。吳震「吐魯番文書」（前掲）參

照。なおここに紹介する文書は字體が非常に讀みにくい。判讀をたすけていただいた菊池英夫氏に感謝する次第である。

- (18) 張蔭才、前掲論文八〇頁、圖七。同論文中、および池田溫、前掲論文(中)五五—五六頁に録文がある。

- (19) 拙稿「唐宋間消費貸借文書私見」(鈴木先生古稀記念東洋史論叢一九七五) 参照。

- (20) このうちスタイン漢文文書五八一—一號は從來未紹介であるので、つぎに録しておく。東洋文庫敦煌文獻研究委員會編「西域出土漢文文獻分類目錄初稿」Ⅱ(一九六七)は、「乙丑年三月五日索猪苟爲少種子遂於龍興寺張法律使麥種返還訴狀」と名づけているが、訴狀であるかどうか判然しない。

- 乙丑年三月五日、索猪苟爲少種子、遂於龍興寺張法律、寄將麥參碩、并無只典、至秋納麥陸碩、其秋只納得麥肆碩、更欠麥兩碩、直至十月、越□不得、他自將大頭釧壹、只欠麥兩碩、其秋彼至十二月末納不就便則至庚(以下缺)なおベリオ漢文文書二六〇九號紙背に、銀盞を「典物」にあてたことを示す訴狀らしき文があるが、寫眞では判讀が難しく録文できない。

- (21) 池田溫、前掲論文(中)五〇頁以下「田地の抵當・典地と租佃」の項、小口彦太「吐魯番發見唐代賃貸借・消費賃借文書について——『文物』一九七三年第十期所載文書より——」(『比較法學』一〇一一、一九七五)

- (22) 張蔭才、前掲論文七八頁、圖三、四。同論文中、および池田溫、前掲論文(中)五一—五四頁に録文がある。池田氏はこの例から、前にふれた儀鳳二年(六七七年)のト老師の舉錢契に

も、口分田を含んだ差押文言があったと推定している。

- (23) 新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番縣阿斯塔那—哈拉和卓古墓群發掘簡報(一九六三—一九六五)」(前掲)二五頁、圖四五、吳震「吐魯番文書」(前掲)二二頁圖。池田溫、前掲論文(中)五八一—五九頁、小口彦太、前掲論文一三一—一四頁に録文があるが、原寫眞が不鮮明なため誤讀もあるようで、本稿引用文は筆者が新疆維吾爾自治區博物館で實見した覺書によって訂正した。

- (24) 吳震「吐魯番文書」(前掲)二二頁に圖があるが、寫眞不鮮明で判讀したい点もあるので、新疆維吾爾自治區博物館で實見した覺書を参照して録文した。

- (25) 仁井田陞「敦煌發見の唐宋取引法關係文書(その二)」(仁井田著『中國法制史研究 土地法・取引法』一九六〇)六八四—六八五頁。

- (26) 西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行狀態」(一九五九、西嶋著『中國經濟史研究』)に收録)

- (27) 宋代以後の契約の形式については、仁井田陞「元明時代の村の規約と小作證書など」——日用百科全書の類二十種の中から——(一九五六、仁井田著『中國法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』)に收録) 参照。

- (28) 池田溫、前掲論文(上)八八頁。

- (29) 延昌二十四年およびその前後の契三通は、かつて吳震「介紹八件高昌契約」(『文物』一九六二・七・八)に紹介されて池田前掲論文(上)にも收録されているが、義和三年泥馬兒租佃契は、新疆維吾爾自治區博物館で實見した。

③④ その點で、前引（G）龍朔三年（六六三年）文書は、租佃の一種であるにしても、田主が舍佃人と一緒になって田土を耕作しようとしている點が注目される。

③① 王仲榮「試釋吐魯番出土的幾件有關過所的唐代文書」（『文物』一九七五——七）、吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番晉—唐墓葬出土文書概述」（『文物』一九七七

——三）

③② 拙著『均田制の研究』第六章、三四〇頁以下。

③③ 周藤吉之「吐魯番出土の佃人文書研究」（『佃人文書研究補考』（周藤著『唐宋社會經濟史研究』一九六五）

③④ 小口彦太、注②前掲論文。

③⑤ 加藤繁「唐代に於ける不動産質に就いて」（一九三二、加藤著『支那經濟史考證』上卷所收）

（一九八〇年七月）

hand, the conscription of registered males was not so effectively carried out, probably due to the sabotage of village chiefs. This may indicate that the village chiefs were selective in the kind of government orders they were willing to comply with.

Part IV. A regulation of 1828 concerning the appointment of village chiefs aimed to control the selection process of the political leaders of a village. This regulation, however, was essentially the recapitulation of the already existing regulation dating back to the Lê 黎 dynasty. This fact strongly suggests that the regulation of 1828 was an administrative "garnish" which was difficult to implement.

Part V. A regulation of 1840 concerning the land distribution system renounced the privileged share of officials in the *cong dien*. This means that the regulation of 1840 (see Sakurai, 1977) officially recognized the right of the village to control the *cong dien* as communal land.

In conclusion, the so-called political centralization of the Minh Mang period essentially meant administrative centralization without necessarily any accompanying concomitant social or economic centralization at the village level. It is my contention that this administrative centralization in fact strengthened village autonomy.

THE RELATIONSHIP OF THE LEASING OF LAND WITH MORTGAGING AND PAWNING DURING THE T'ANG PERIOD

From the *tsutien*-contracts to the *tienti*-contracts*

HORI Toshikazu

* The *tsutien* 租佃-contracts are called 'land-lease' contracts below.

The *tienti* 典地-contracts are contracts where land is pawned.

The fact that we can find two kinds of T'ang 唐 land-lease contracts among the documents which have been discovered in Turfan 吐魯番 and Tunhuang 敦煌, has already been pointed out by several persons; one involving persons who possessed more than enough land lending it to peasants who had a shortage, and the other involving something like consumption loans, in which poor peasants lent out their land in order to

obtain land. But it would be going too far to consider these as contracts between large feudal landowners or rich usurers and poor people, and I already advocated before that such contracts have to be considered as relationships among small peasants themselves in the period of the land-allotment system (*chün-t'ien* 均田) or in its dissolution period. In this article I will reinforce my former theory by showing that there existed several intermediate forms between the above-mentioned two types which show an advantage to either the lender or borrower of land.

One can find cases among the documents discovered in Turfan, in which land-leases and money loans were conducted between the same persons on the same or almost the same date. This fact shows well the close relationship between the above mentioned land-leases and the loans for consumption. Among the money loan-contracts of the early T'ang discovered in Turfan, which have become known in recent years, there are several contracts which stipulate that, in case of incapability on the part of the borrower to return the loan, land will be transferred to the lender, but even in this case there are several forms. Also the way of designating the land is not fixed, and in cases where land is transferred, sometimes the land becomes virtually a pawn, and sometimes the land is returned after having been lent out for a certain period. Furthermore, contracts have also been discovered in which land is transferred at the same time as grain is borrowed. But formal *tienti*-contracts in which the pawning of land is defined in a clear way, have not been found in Turfan. The only such contracts discovered at Tunhuang are one copy of a *tienti*-contract and one of a landselling contract with the possibility of buying it back, which resembles a *tienti*-contract, both contracts belonging to the end of the period of the Five Dynasties (*Wu-tai* 五代) or the beginning of the Sung 宋.

There is a theory that stipulates that under the two types of land-lease contracts mentioned above, the one where rich landowners lent out land to poor peasants occurred first, and that the one where poor peasants lent out land for a consumption loan occurred afterwards. But one has to question this theory if one considers the fact that the above-mentioned money-loan contracts where land is mortgaged appeared first. Furthermore, there is a theory which inducts from a statute (*ling* 令) of the

twenty-fifth year of the K'ai-yüan 開元 period of the T'ang (A. D. 737), forbidding the buying and selling of land or its pawning, that at a certain time before the pawning of real estate had been allowed. But I wonder whether there is no relationship between the fact that there were so many forms of mortgaging land among the money-loan contracts mentioned above, and the fact that pawning of land did not develop into a clear form.

CURRENCY POLICY DURING THE EARLY MING PERIOD

DANJŌ Hiroshi

It is well known that the Ming 明 was the first dynasty in history which came up from the Chiang-nan 江南 area. Because of this it acted as a mouth-piece for the interests of the landowning class in Chiang-nan. Consequently, the Ming, in order to become a real unified dynasty, brought great pressure upon the landowning class in Chiang-nan, freed itself from the South by moving the capital to Peking under Yung-lo 永樂, and established a united political system which contained and ruled the South from the North.

Parallel with the political centralizing policies, centralization in the economic field, in particular in the field of currency which is its basis, involved the "paper bills of the Great Ming" (*Ta-Ming pao-ch'ao* 大明寶鈔). In this respect Chiang-nan differed greatly from Northern China in that as an advanced economic area, the silver economy was dominant there. Because silver possesses a value of its own, it circulates even without government intervention. In other words, the economic world of Chiang-nan allowed the silver economy as a system in itself to circulate and function without regard to the existence of the Ming dynasty.

Aiming at a unification of the economy, the *Ta-Ming pao-ch'ao* were issued to counter this. The usage of silver was prohibited, and the paper currency itself was made into a nonexchangeable currency without any backing by silver. To oppose the silver economy of Chiang-nan, one persisted in trying to make it circulate solely with the guaranty of state power.